

1. 障害者自立支援法	福祉サービス体系の再編について 障害者福祉課 精神福祉担当	1
2. 精神医療センター 児童・思春期病棟（第5病棟）紹介	病棟紹介 療養援助部	6
	訪問学級紹介 県立岩槻養護学校伊奈訪問部	6
3. 精神障害者保健福祉手帳について		7
4. 自殺予防について（自殺対策基本法成立）	現状と今後の取り組みについて 障害者福祉課 精神保健担当	8
	電子メール相談スタートのお知らせ 精神保健福祉相談担当	9
5. イベント情報		10

1. 障害者自立支援法

福祉サービス体系の再編について

障害者福祉課 精神福祉担当

● 1. サービス体系の再編

障害者自立支援法が施行され、平成18年10月1日から福祉サービスの体系が再編されました。

今までは、ホームヘルプやデイサービス、ショートステイ、グループホームなどの「居宅サービス」と授産施設や福祉工場、福祉ホーム、生活訓練施設などの「施設サービス」に分かれていましたが、平成18年10月1日からは、障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的、かつ地域生活支援や就労支援などの新しい課題に対応できるような、福祉サービス体系になりました。

● 2. 「福祉サービス」について

福祉サービスには、障害の程度、社会活動状況、介護者の有無及び住居環境などの状況を踏まえ、一人ひとりに対し支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、各市町村の創意工夫により、独自のサービスが柔軟に実施できる「地域生活支援事業」があります。

「障害福祉サービス」は、「介護給付」と「訓練等給付」に分かれており、それぞれ利用の際の手続きが異なります。（5ページ図1参照）

（1）介護給付

居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で介護等が必要な障害者に、買い物、食事づくり、掃除などの家事援助や、食事等の介護などを行います。

重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要としている人に、自宅での入浴や、食事等の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。

行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険回避に必要な支援（外出時の支援等）を行います。

重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

児童デイサービス

障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などを行います。

短期入所（ショートステイ）

障害者を介護している家族が、病気等の理由に

より、居宅での介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期間施設等において、介護などのサービスの提供を行います。

療養介護

入院による医療を受けていて常時介護が必要な人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

生活介護

常時介護を要する人に、入浴、排せつ又は食事の介護、創作活動又は生産活動の機会の提供などを行います。

障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)

施設に入所している人に、夜間や休日に、入浴や排せつ、食事などの介護を行います。

共同生活介護(ケアホーム)

日中は就労継続支援などのサービスを利用しているか、または就労している知的障害者や精神障害者で、食事や入浴などの介護や日常生活上の支援を必要としている人が利用できます。

家事などの日常生活上の支援、食事や入浴などの介護も併せて行います。また、日常生活上の相談援助を行います。

(2) 訓練等給付

自立訓練(機能訓練)

病院、施設を退所後、家事に不安があり、もう少し日常生活の実践的なトレーニングを受けたいと思う人が利用できます。また、養護学校を卒業したが、日常生活に不安を抱えている身体障害者が利用できます。

身体的なりハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーション、家事などの訓練を行います。

自立訓練(生活訓練)

施設を退所したり、長期間入院していたため、日常生活の支援などを受けたい知的障害者や精神障害者が利用できます。

食事や家事などの日常生活能力を向上させるための支援を行います。また、日常生活を送る上での相談支援や就労移行支援を行っている事業所な

どとの連絡調整の支援を行います。

期間は、日中、事業所に通い生活リズムの確立などの訓練準備期を12か月間、洗濯や調理、買い物、掃除などの日常生活の習得訓練を6か月間行います。その後、6か月間、事業所に通所しながら、金銭管理や交通機関の利用など、社会生活を送る上で必要な習慣の習得を目指します。最後に、フォローとして12か月間、事業所の職員が訪問し食事や服薬、身だしなみなどの状況の確認や相談に応じてくれます。

ただし、養護学校の卒業生は、最初の訓練準備期間の12か月間はあります。

就労移行支援

養護学校を卒業したり施設を退所して、就労したいが体力に不安を持ち、職業能力が不足している人、就労していたが、体力や適性などの理由で仕事を辞めてしまったが、再度訓練を受けて自分にあつた職場で働きたい人が利用できます。

事業所で実際に働きながら、作業や実習などを実施します。また、適性にあつた職場を探し、就労した後の職場への定着を図るための支援を行い、これらを通して就労に必要な知識や能力を養います。

基礎的な体力や一般的な知識の習得、対人関係の築き方など6か月間の基礎的訓練を行い、その後、職場見学、体験実習、特技や長所を育てる6か月間の実践的訓練を行います。最後にマッチング期として12か月間の適性に合った職場探しやトライアル雇用で就労を目指します。なお、就職した後も継続的に支援します。

就労継続支援A型(雇用型)

就労移行支援事業を利用したが、雇用に結びつかなかった人や養護学校などを卒業して就職活動を行ったが就労に結びつかなかった人、以前就労していたが今は就労していない人が利用できます。

事業所において、雇用契約に基づく就労を行います。なお、この事業を通じて、一般的な就労に関する知識や能力が高まった人に対しては、一般の就労への移行に向けて支援を行います。

就労継続支援B型（非雇用型）

就労移行支援事業を利用したが、体力や職業能力の不足により就労に結びつかなかった人や、一般就労していたが仕事を辞めた後、まだ生産活動を続けたい人、50歳以上の人で就労は困難と思われる人などが利用できます。

事業所内において、雇用契約を結ばないで就労の機会や生産活動の機会を提供します。なお、工賃支払いの目標を設定し、賃金のアップを図ります。

また、この事業を通じて、一般的な就労に関する知識や能力が高まった人に対しては、一般の就労への移行に向けて支援を行います。

共同生活援助（グループホーム）

就労継続支援などのサービスを利用していたり、または就労している知的障害者や精神障害者に、共同生活を行う住居において、家事などの日常生活上の支援や相談援助を行います。

（3）地域生活支援事業

移動支援

屋外での移動に著しく制限のある視覚障害者（児）、全身性障害者（児）、知的障害者（児）（※重度訪問介護と行動援護対象者は除きます）、または精神症状のために1人で公共機関などの利用ができない精神障害者が利用できます。

個別に支援が必要な場合はマンツーマンでの支援や屋外でのグループワーク、イベントへの複数人の同時参加の際の支援、福祉バスなどの巡回による送迎など各市町村の特性や利用者の状況に応じて、各市町村の判断で柔軟なサービスをすることができます。

地域活動支援センター

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進などを行う施設です。

福祉ホーム

住居を必要としている障害者に、低額な料金で居室等を提供します。また、併せて日常生活に必要な支援も行います。

● 3. 再編後のサービス分類（「日中活動」と「居住支援」）

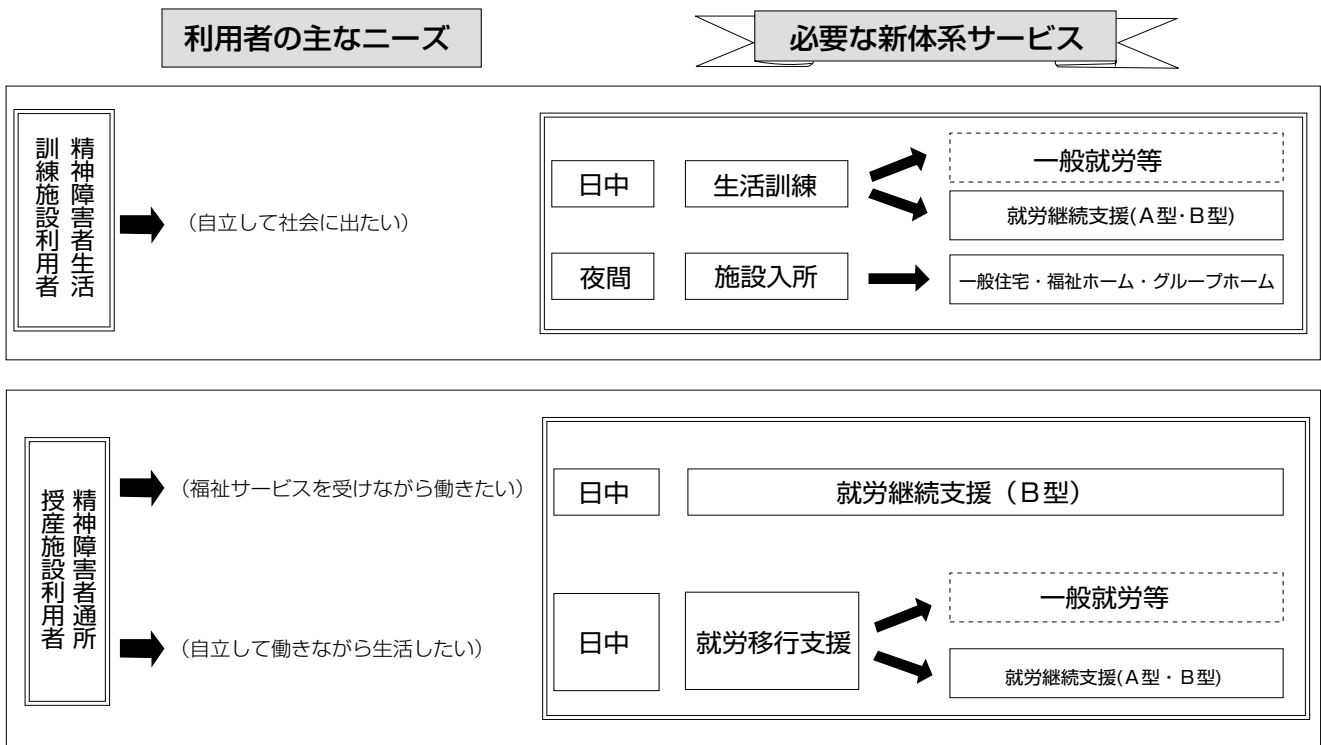
入所施設や病院の中で24時間生活する今までのサービスの体系を見直し、地域社会と自然に関わり合いながら生活できるように、サービスが「日中活動」と「居住支援」に区分されました。

入所施設でのサービスを、昼のサービス（日中活動）と夜のサービス（居住支援）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

（5ページ図2参照）



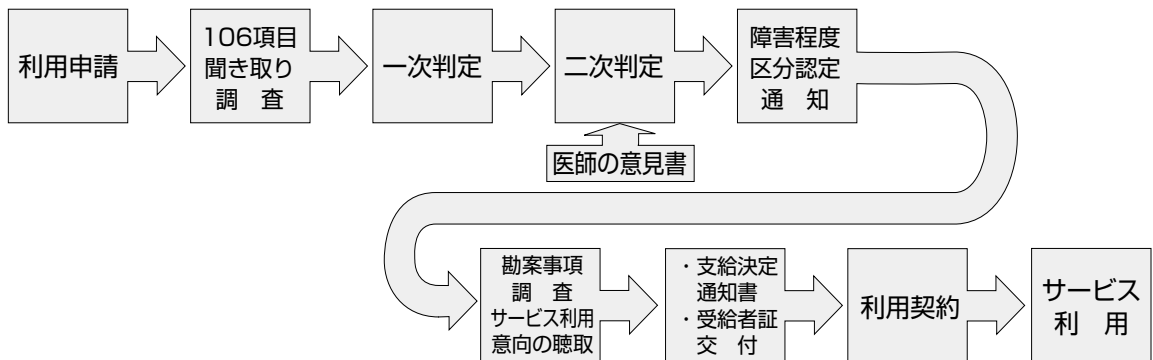
● 4. 精神障害者福祉サービス移行イメージ



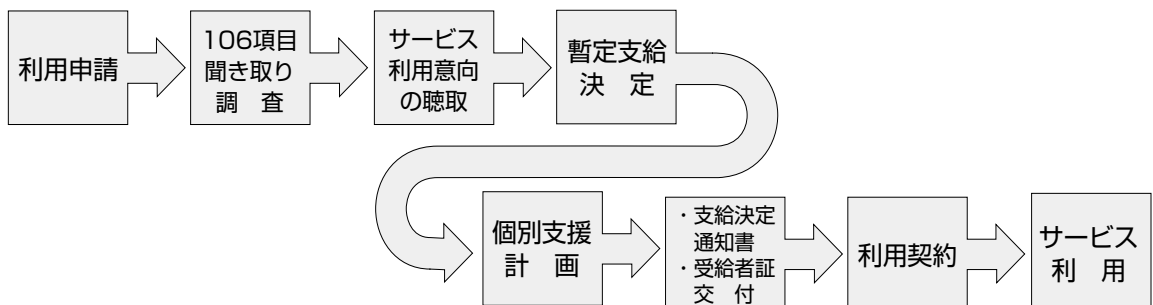
● 5. 申請から利用までの流れ

★障害福祉サービス

☆介護給付

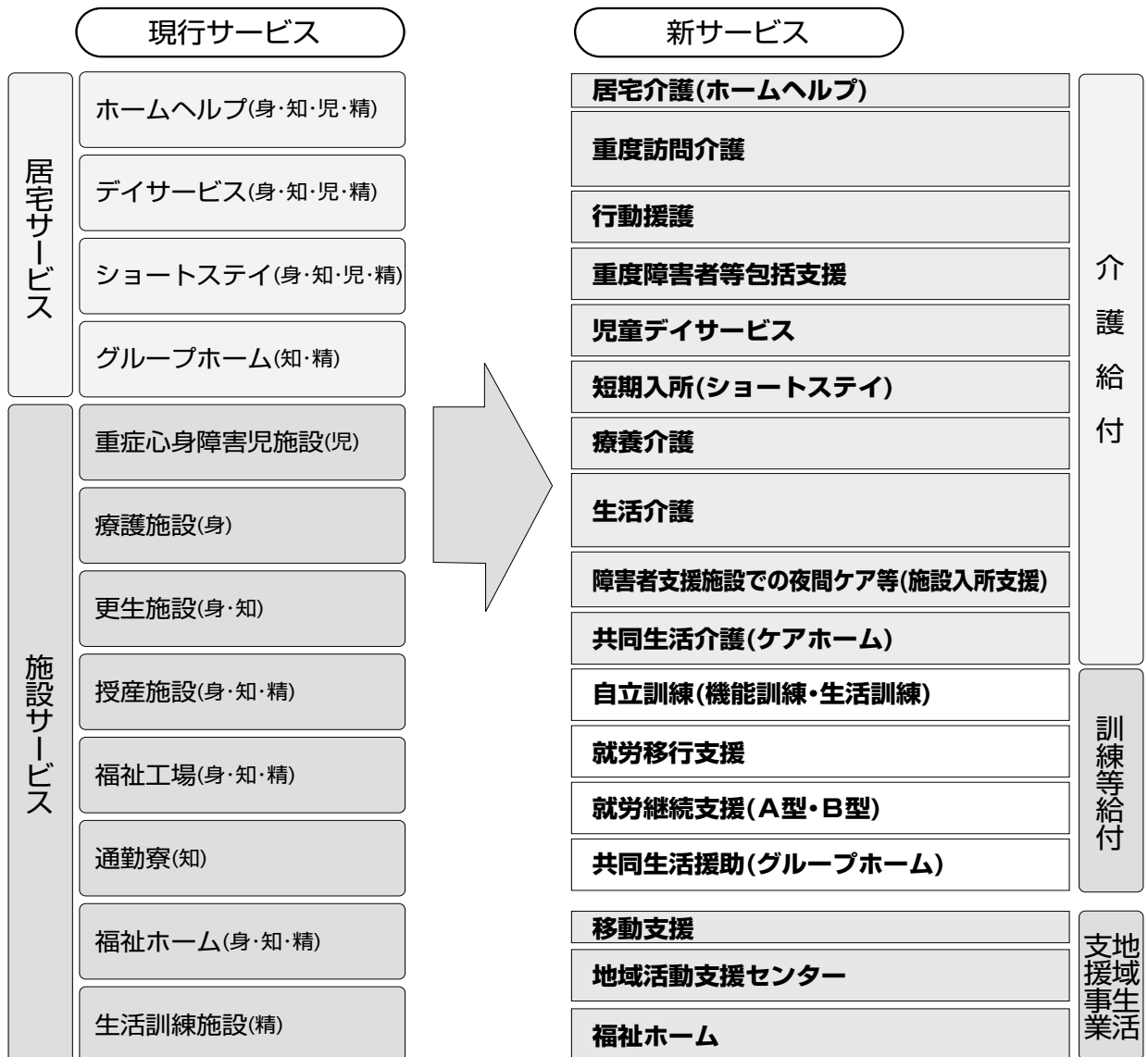


☆訓練等給付



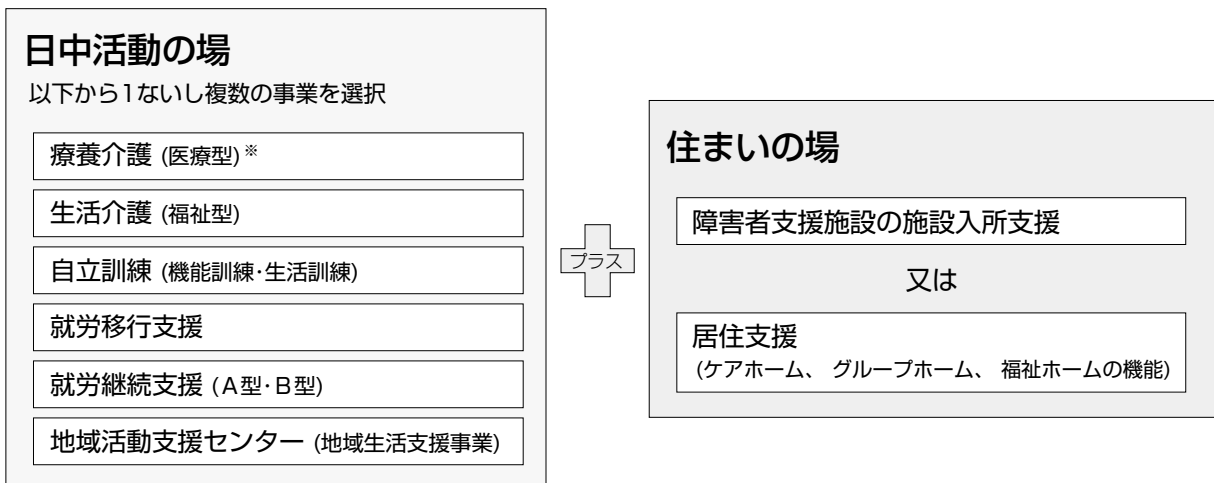
★地域生活支援事業については、お住まいの市町村役場にお問い合わせください。

■図1 福祉サービスに係る自立支援給付の体系



(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

■図2 再編後のサービス分類（「日中活動」と「居住支援」）



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

2. 精神医療センター 児童・思春期病棟(第5病棟)紹介

病棟紹介

療養援助部

18年4月19日から新病棟が開設されました。新館は、1階に児童・思春期の外来(第2外来)、2階に児童・思春期病棟(第5病棟)全個室30床が配置されています。なお、3階には急性期病棟(第6病棟)全個室で50床が増床になりました。

児童・思春期の対象患者は、小・中学生で、紹介制になっていますが、医療機関だけでなく、保健・教育等の関係機関からの紹介も受けています。紹介状がない場合でも電話で内容をうかがって診療が必要な場合は予約を受けています。

児童の場合は乳幼児期の情報が重要なため、初診時には母子手帳や通知票などを持ってきていただき、その上で発育について問診票に記入していただきます。保健・教育関係の相談機関との関わりがあった場合には、経過についての情報提供を関係機関に依頼して、初診時まで情報をそろえています。

入院の際には、事前にガイダンスを行い、病棟内を見学し、入院生活を説明し、出来るだけ本人が納得出来るように配慮しています。入院では薬物

療法や集団プログラムと個別的関わりが中心で、他に各種の心理検査や医学的検査を実施します。

また、入院中の義務教育を確保するために、県立岩槻養護学校からの訪問教育があり、10名の教員が配置され、院内学級の2室と運動療法室、多目的室を使い、少人数での授業を行っています。病状によっては、主治医の判断で病室での授業という場合もあります。

現在、25人が入院していますが、その内2/3の16人が院内学級に通っています。退院前には原籍校の担任、養護教諭と保護者と面談し、院内学級からは集団での行動の様子、学力や学業の進み具合を、病院からは本人の行動の特徴や病状の経過を報告し、本人の病状悪化を招かないように家族、学校からのサポートについて話し合っておきます。

退院後は外来通院をしますが、中学卒業までは当医療センターの外来通院で、高校生年代になると対応する医療機関がありますので、自宅近くの医療機関を紹介することになります。

訪問学級(県立岩槻養護学校伊奈訪問部)紹介

県立岩槻養護学校伊奈訪問部

18年4月の精神医療センター児童・思春期病棟の開設に合わせ、入院している子の学習の場を保障するために、院内に訪問学級が開設されました。まだまだ手探り状態で、日々の経験を踏まえて見直しをしながらの実践ですが、現段階での概要を紹介させていただきます。

朝、子どもたちが登校してきます。元気に、あるいは少しゆっくりと自分の体調と、そして看護師さんたちのアドバイスを受けながら、無理のないように学校へと向かいます。子どもたちは、それぞれこれまでの経過の中で、学校に対して不安を持っている子が多いので、まずはそれを取り除くことを優先しながら指導しています。

今年度伊奈訪問部が掲げた教育テーマは、『かけがえのない自分を大切に、生きる力を育もう』です。個室対応と教室対応を用意しています。学習に関して言えば、「しなければならない勉強、成績を競うための勉強、周囲の期待に応えるための勉強」ではなくて、知ること、わかること、表現すること、つくることの楽しさを感じることを大切にしています。対人関係の学習も大きなポイントです。集団の中で、自分を自分らしく保ちながら、人と折り合いを付けていく。私たちがより

どころや支えになれるか、うまく支えられるか、毎日が『修行』のような日々です。しかし、病棟職員の方々の大変な努力、厳しい勤務状況の中で、子どもたちにより良い医療をと日々積み重ねている姿に学び、また、御協力をいただきながら私たちの役割を果たしてまいりたいと思います。

退院し転出していった子どもたちやご家族の方々からの、「この学校に来て良かった」という言葉を心の糧にして、「のんき、こんき、げんき」で、そして「子どもたちの今を見つめ、未来に希望を抱いて」実践していきます。ご用際には、「岩槻養護学校伊奈訪問部」とお声かけ下さい。これからもよろしくお願ひします。



3. 精神障害者保健福祉手帳について

精神医療福祉審査担当

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の改正により、平成18年10月以降に市町村の窓口で申請した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）に本人の顔写真が貼付されることになりました。既に交付されている手帳についてはそのまま有効期限まで使用することができ、更新時期に順次写真を貼付していきます。有効期間は2年間で変更ありません。なお、有効期限内でも希望があれば再交付申請を行うことにより新様式の手帳に変更することができます。

規則改正の趣旨は、従来の手帳には写真貼付がなく、本人確認が困難なため、他の障害者が受けている公共施設の入場料や公共交通機関の運賃の割引等の協力が得にくいこと、また、本人以外の者が手帳を悪用して、各種割引サービスを不正に受ける等のケースが報告されているためです。

改正された規則では写真貼付は義務になっています。しかし、これまでは手帳に写真が貼付されてこなかったという経緯を踏まえ、障害者本人が望まない場合、当分の間（現時点で期間は未定）例外的に写真の貼付をしなくてもやむを得ないとされています。ただし、その際には、写真貼付をされた手帳との間で受けられるサービスに格差が生じる場合のあることを充分理解いただく必要があります。

現時点（平成18年10月末日現在）では写真貼付に伴うサービスの拡充はありませんが、厚生労働省から今後継続して関係機関に協力を求めていくという回答がなされています。

埼玉県の場合、新様式になっても手帳の大きさ、色ともに変更はありません。交付に要する期間は

書類が精神保健福祉センターに到着後、概ね1ヶ月程度です（再交付の場合は若干早く交付されます）。

貼付する写真については、以下の条件を満たすものとしています。

- 1 縦4cm、横3cm
- 2 白黒、カラーは問わない
- 3 本人のみが写っていて、本人と識別できるもの
- 4 無帽、上半身、無背景で正面から撮影したもの
- 5 申請時から1年以内に撮影したもの
- (6 デジタルカメラを利用した場合、写真用の紙に印刷されたもの)

写真貼付は、市町村窓口で手帳を交付するときに、持参いただいた写真をご本人と照合後、貼付し、刻印を行います。従って一度貼った写真の付け替えはできませんので、付け替えが必要な場合には再交付の申請が必要です。写真を忘れた場合には交付はできません。また、交付の際、台帳（形式自由）に受領のサインが必要で、本人以外が受領する場合には、本人との関係を確認の上交付します。

写真貼付を希望しない場合には、偽造防止のため、手帳の写真貼付欄に規定の印が押されます。

また今回の規則改正で、手帳の申請手続きをする際の添付書類として診断書や障害基礎年金の証書等に加えて、従来認められていなかった特別障害給付金受給の資格者証でも申請ができるようになりました。（この場合は①精神障害を事由とした同給付金受給資格者証、②国庫金振込通知書、③同意書が必要です。これにより、現に受給している給付金の認定と同じ級の手帳が交付されます。）

4. 自殺予防について（自殺対策基本法成立）

①現状と今後の取り組みについて

障害者福祉課 精神保健担当

◆ 1. はじめに

自殺対策を総合的に推進することを目的とした自殺対策基本法（成立：平成18年6月15日、施行：10月28日）により、各自治体に自殺者の減少に向けた予防対策の策定及び実施の責務が課せられました。そこで埼玉県における自殺予防の現状と今後の取り組みについて考えてみたいと思います。

◆ 2. 埼玉県の自殺対策

人口動態統計から自殺者の動向を見ますと、平成10年から自殺者が急増し、以降年間1,400人から1,500人台と高い水準で推移していることがわかります（表1）。

従来、埼玉県では自殺予防対策に特化した事業を展開している部署はなく、福祉部であれば保健所、精神保健福祉センターが精神保健福祉相談の中で自殺企図といった問題に対応していたのが実際でした。自殺対策について本格的な動きが出てきたのは平成18年3月、厚生労働省から出された「自殺予防に向けての総合的な対策の推進について」の通知を受けてからです。今年4月から埼玉県の自殺予防対策の窓口を福祉部障害者福祉課に置くこととして、県としての自殺予防対策への取り組みを進めることになりました。

表1 人口動態統計からみた自殺者の動向

		H 9	H10	H16	H17
数 (人)	埼玉	1,139	1,554	1,432	1,559
	全国	23,494	31,755	30,247	30,539
率 (%)	埼玉	16.8	22.7	20.6	22.3
	全国	18.8	25.4	24.0	24.2

◆ 3. 自殺対策基本法の成立

自殺対策基本法の骨子をみますと、まず目的では自殺対策の総合的推進と自殺者の親族等に対する支援の充実を図ることがあげられています。次に基本理念では、①自殺を個人的な問題としてのみとらえず、様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組みとして実施されなければならないこと、②自殺を単に精神保健的観点からの

み見ないこと、③事前予防、危機対応、事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施すること、④国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間団体の密接な連携の下に実施されなければならないこと、が謳われています。自殺対策基本法が成立し、法的根拠ができたことによって各分野の協力、連携が取りやすくなることが期待されます。

◆ 4. 自殺予防対策庁内連絡会議

平成18年7月、埼玉県における自殺予防対策の推進にあたり、多角的な検討と総合的な対策に関する事項を審議するため、自殺予防対策庁内連絡会議を設置しました。構成メンバーは、国の省庁連絡会議で取りまとめた対策を県に置き換えたとき、どこが担当課になるかという視点から、広く7部1局から参加を求めました。連絡会議の内容は、①自殺対策基本法の成立など、自殺予防対策をめぐる動向把握、②埼玉県における自殺の現状についての共通認識を深めること、③各課から現状の自殺予防に関連する事業の報告、④各課における自殺予防に向けた今後の取り組みについて、などです。現在まで2回の連絡会議を実施し、今後出てきた課題の整理、取り組みの可能性について調整し、「埼玉県における自殺予防対策素案」を作成する予定です。次に具体的な取組みの柱になるであろう事項について少し触れておきます。

（1）自殺対策連絡協議会の設置

公私の関係機関、団体の連携の下に、自殺予防総合対策の決定及び取組みの成果についての検証を行う。

（2）相談体制の充実

- ア. 保健所や精神保健福祉センターにおける心の健康問題の相談について相談窓口の周知徹底、電子メールの活用等を含めた更なる相談体制の充実を図る。
- イ. 経済問題、法律問題等の相談窓口の整備を行う。
- ウ. いのちの電話や自殺未遂者・遺族をケアする団体等との協力を進める。

（3）情報発信・普及啓発等

- ア. 住民一人一人が相談内容別(健康問題、生活

問題、法律問題等)の連絡先を把握できるようにする。

イ. ホームページや広報等の活用による情報発信を行う。

(4) その他

関係機関職員に対する、うつ、ストレス等の心の健康問題に関する知識や対応方法を習得させるための研修会を実施する。

◆ 5. おわりに

自殺予防の先進国であるヨーロッパでも10年単位の計画を策定し、自殺者の減少に取り組んできた

ように、長期的な戦略が必要です。また、自殺には健康問題、経済・生活問題、家庭問題、その他の様々な社会的要因が複雑に絡んでいます。当然のことですが、精神保健分野の取り組みだけでは不十分であり、各分野の施策を総合的に推進できるかどうかが成果を左右します。

「自ら命を絶つ」という最も悲惨な行為をなくすための方策について、今真剣に向き合わなければならぬ時が来ています。県、市町村、民間団体、地域等がそれぞれの立場で自殺問題について現状、課題を検討し、短期的、長期的な自殺予防対策につなげていくことが求められています。

②電子メール相談スタートのお知らせ

精神保健福祉相談担当

精神保健福祉センターでは、平成19年1月から、自殺予防対策の一環として、うつなどのこころの健康問題に関する、電子メール相談をスタートします。精神保健福祉センターのホームページから、次の電子メール相談のページをひらいてアクセスが可能です。ご利用についてのお問い合わせは、精神保健福祉相談担当までお願いいたします。

電子メールによるこころの健康相談—うつでお困りの方、ご家族に—

ご自身や家族の「うつ」について、困っていらっしゃいませんか？
うつにまつわる様々な悩みについて、電子メールにより専門相談員がご相談をお受けします。ぜひお気軽にご利用ください。
相談サービスの対象は、埼玉県内に在住の方となります。

□ 具体的には

- ・ 夜眠れない、食欲がない。
- ・ 気分が落ち込んで、何も楽しめなくなった。
- ・ 病院でうつだと言われたけど、通わなくなってしまった。
- ・ うつの家族にどんなふうに接したらいいのかわからない。
- ・ 家族がうつだと思うのだが、病院に行く気はないらしい。どうしたらいいか。

□ このような情報を書いて送ってください

うつでお困りの方の年齢・性別、電子メールをくださった方とのご関係、いつ頃からどんな問題が生じてきたか、これまで病院やカウンセリングに通ったことがあるか、ご本人の最近の様子、などを含めて1000字程度にまとめて送ってください。

□ ご注意いただきたいことについて

ご相談の内容が第三者に伝わることはありませんが、特に嚴重な機密保持を要する場合には、来所相談（電話予約必要）をお勧めしています。

緊急の判断を必要とするもの、命に関わる医療・健康上の問題がある場合には、すぐに適切な専門機関へ相談してください。

ご相談は24時間受け付けておりますが、お返事に時間がかかる場合もございます。ご了解ください。



埼玉県立精神保健福祉センター
来所相談予約電話 048-723-6811 (直通)
電子メール相談 n2314453@pref.saitama.lg.jp

5. イベント情報

SAITAMA こころの健康フェスティバル in 桶川

1. 日時

平成18年12月24日(日) 12:30~16:00

2. 内容

(1) ホールイベント (会場: 桶川市民ホール 響の森)

① ふれあいコンサート

チームアウローラ主宰 天野 亨氏 (テノール歌手)

② 体験発表「咲かせよう 自分らしい笑顔の花を」

社会復帰施設利用者・家族・ボランティアによる体験発表

③ 講演「自分らしく生きる」

元浦和レッズ選手 田口禎則氏 (埼玉県議会議員)

(2) 展示即売 (会場: 桶川市民ホール 1階プチホール)

社会復帰施設・精神保健福祉関係団体などによる創作品の展示即売会

3. 定員: 600名 (入場無料・申込不要・当日先着順)

4. 問い合わせ先

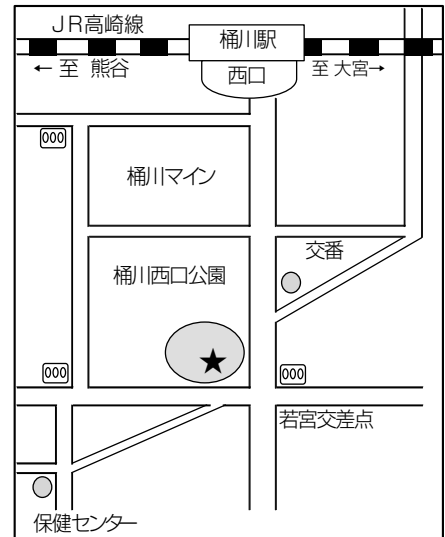
精神保健福祉センター企画広報担当

TEL 048-723-1111 (内線1200・1210)

FAX 048-723-1561

会場案内図

(JR高崎線「桶川」駅より徒歩7分)



※ 駐車場の用意はありません。
公共交通機関でお越しください。

平成18年度 心の健康講座 「本人・家族 うつ病からの回復」

1. 日時

平成19年1月20日(土) 12:30~16:00

2. 内容

12:40~ 第1部 講演「うつ病はどのように回復するのか」
講師: 防衛医科大学校教授 野村総一郎 先生

14:00~ 第2部 講演「家族が元気になろう」
講師: MDA-JAPAN代表 山口 律子 先生

15:25~ 第3部 両先生が皆さんのご質問にお答えします。

3. 会場

浦和コルソ 7階コルソホール

4. 定員: 450名 (要事前申込・入場無料)

5. 申込方法

①往復はがき(1通あたり参加者1人。氏名・住所・電話番号を明記)にて下記申込先まで

②埼玉県立精神保健福祉センターホームページから申込み

6. 申込先

①〒362-0806

北足立郡伊奈町小室818-2 埼玉県立精神保健福祉センター 企画広報担当

②<http://www.pref.saitama.lg.jp/A03/BE02/top.htm>

7. 問い合わせ先

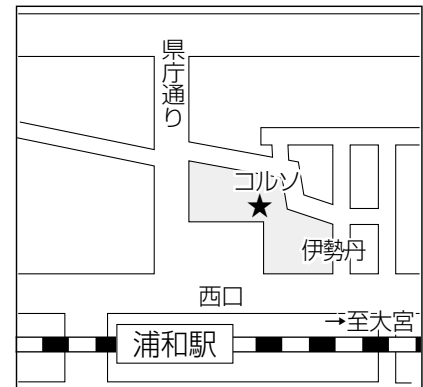
精神保健福祉センター企画広報担当

TEL 048-723-1111 (内線1200・1210)

FAX 048-723-1561

会場案内図

(JR「浦和」駅 西口前)



※ 駐車場の用意はありません。
公共交通機関でお越しください。